

「磐梯朝日国立公園の特別地域内における行為の許可基準の特例を定める件の一部を改正する件」の概要

1 基準の特例を定める行為

自然公園法施行規則第11条第12項に規定する行為

2 基準の特例を追加する区域の範囲

福島県耶麻郡北塩原村大字桧原の一部（範囲は別添の図のとおり）

3 基準の特例の内容

桧原湖区域内において行われる自然公園法施行規則第11条第12項に規定する行為については、同項第一号八中「又は増築」とあるのは「若しくは増築、又は漁業法（昭和24年法律第267号）第6条第1項に規定する漁業権（同条第5項第5号に規定する第5種共同漁業に係るものに限る。）の存する水面に係る漁業の免許を受けた者が行う係留施設及び工作物（屋根及び柱又は壁を有するものに限る。）の新築、改築若しくは増築」と読み替えて、同項の規定を適用する。

4 基準の特例を定める理由

桧原湖は、昭和25年9月の磐梯朝日国立公園指定前から内水面漁業が行われてきた地域であり、桧原漁業協同組合（以下「漁協」）が、国立公園指定前（昭和25年6月定款制定）から生業のために内水面漁業活動を行っている。

桧原湖区域は、第1種特別地域に指定され、自然公園法施行規則第11条に基づく許可により、原則として、工作物の新築等は許可していない。

一方、桧原湖においては国立公園指定後、ワカサギ釣り等の新たな形態の利用が盛んとなり、漁協組合員は自ら水産動植物の採捕を行うとともに、遊漁券の販売、釣りボート等の貸し出し等に従事している。

このようなことから、桧原湖区域においては、当該区域に漁業権を有する地元漁協組合員等が漁業、遊漁に係る事業に伴う工作物の新築等の行為について、自然公園法施行規則に基づき、第1種特別地域に適用される基準によりがたい、社会経済的な事由が認められる。

そこで、桧原湖区域において、自然公園法施行規則第11条第33項の規定に基づき、行為許可の基準の特例を定め、桧原湖において漁業権を有する者が行う漁業等に必要に係留施設や工作物について、風致の保護上の配慮がなされたものについては、許容できるように措置するものである。